

富良野市廃棄物減量等推進審議会議案

と き 令和7年9月26日（金）
10：00～
ところ 富良野市複合庁舎1階 会議室B

1. 開 会

2. 委員長挨拶 佐藤委員長

3. 市長挨拶 稲葉副市長

4. 議事

1) 廃棄物の処理及びリサイクル事業概要について

5. その他

1) 電力リバースオークションによりリサイクルセンターの 再生可能エネルギー調達による Re 電力について

6. 閉 会

富良野市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 5 年 9 月 17 日規則第 34 号

(目的)

第 1 条 この規則は、富良野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年条例第 20 号）第 7 条の規定による富良野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 10 名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 廃棄物の処理に識見を有する市民
- (2) 廃棄物の処理に識見を有する市民団体
- (3) その他各種団体

(委員の任期)

第 3 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。

2 委員に欠員を生じ、新たに委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は委員長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日規則第 82 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。